

## 特許関係料金の見直しについて（案）

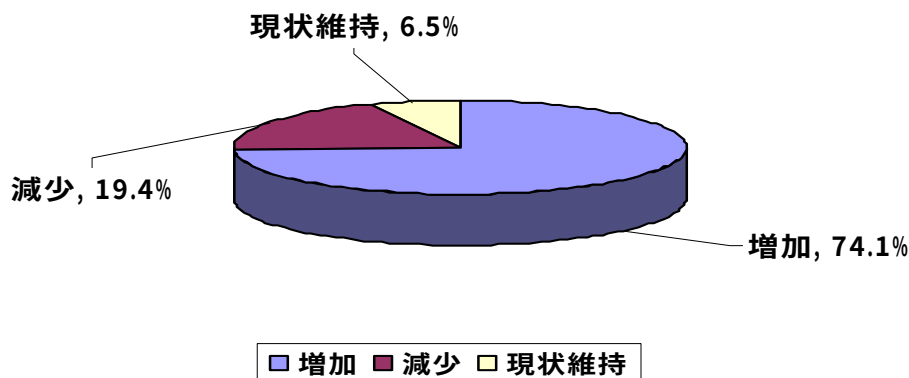
平成19年12月

特 許 庁

### 1. 知的財産を巡る環境の変化

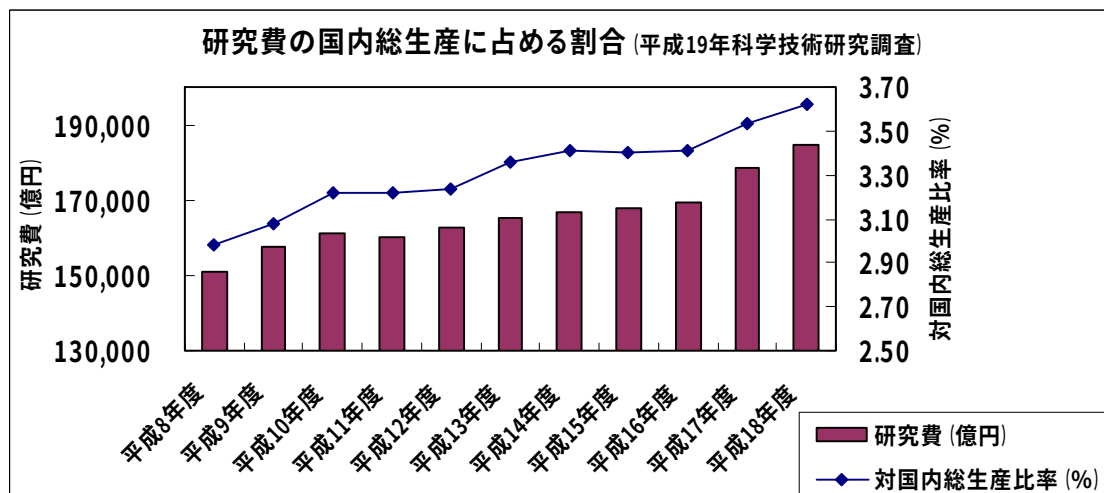
(1) 景気の拡大や企業活動のグローバル化等に伴い、近年における企業の知財活動費が増加している（〔図表1〕）。知的財産戦略は事業戦略、研究開発戦略と一体となりつつあり、研究開発費及びその対国内総生産比率は増加傾向にある（〔図表2〕）。そこで、企業は研究費回収のため、権利を相当期間保有しようとするものの、現行特許料の累進構造にともなう高額な料金等により、研究開発費回収に必要な相当期間の権利維持が難しい状況となっている。

〔図表1〕 企業における知財予算の増減（直近5年間）



（特許庁調べ）

〔図表2〕



(2) 企業活動においてブランド価値の創造が重要となっており（〔図表3〕）、企業の出所識別力等を具現化する知的財産として商標が位置づけられている。近年、日本人による外国への商標出願件数が増加傾向にあり（〔図表4〕）、企業が複数国への商標出願を求められているところ、諸外国と比較して、我が国における商標関係料金の高さ（〔図表5〕）が問題として指摘されている。

〔図表3〕

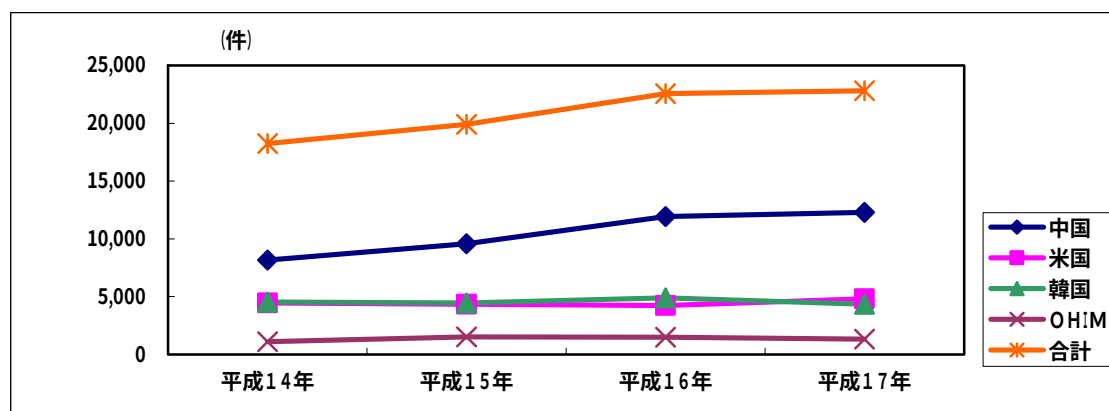
コーポレートアイデンティティ活動に伴う年代別商標関連費用（調査・出願等）

|               | 平成18年～       | 平成13年～平成17年 | 平成8年～平成12年 | 平成3年～平成7年   |
|---------------|--------------|-------------|------------|-------------|
| ～100万円        | 34.2%        | 31.0%       | 24.0%      | 37.1%       |
| 101～500万円     | 21.1%        | 25.9%       | 44.0%      | 37.1%       |
| 501～1,000万円   | <b>10.5%</b> | 12.9%       | 12.0%      | <b>8.1%</b> |
| 1,001～2,000万円 | <b>18.4%</b> | 15.5%       | 6.0%       | <b>8.1%</b> |
| 2,000万円超      | <b>15.8%</b> | 14.7%       | 14.0%      | <b>9.7%</b> |

↑ 商標関連費用を高額にしている企業の割合が増加

（平成18年商標出願動向調査（特許庁））

〔図表4〕日本人による外国への商標出願件数



（特許行政年次報告書2007年版（特許庁））

【図表5】商標関係料金の国際比較

| (注1)、(注2)                 | 日 本      | 米 国                | 欧州共同体                 | イギリス              | フランス               | ド イ ツ               |
|---------------------------|----------|--------------------|-----------------------|-------------------|--------------------|---------------------|
| 出 願 手 数 料                 | 27,900円  | \$436<br>(51,465円) | € 750<br>(121,004円)   | £254<br>(60,096円) | € 225<br>(36,301円) | € 290<br>(46,788円)  |
| 設定登録料                     | 96,360円  | (注3)               | € 850<br>(137,138円)   | (注3)              | (注3)               | (注3)                |
| 権利取得に必要な経費                | 124,260円 | \$436<br>(51,406円) | € 1,600<br>(258,141円) | £254<br>(60,096円) | € 225<br>(36,301円) | € 290<br>(46,788円)  |
| 権利維持に必要な費用<br>(更新登録申請手数料) | 220,460円 | \$536<br>(63,269円) | € 1,350<br>(217,807円) | £254<br>(60,096円) | € 240<br>(38,721円) | € 750<br>(121,004円) |
| 通貨レート                     | -        | 118.04円            | 161.34円               | 236.60円           | 161.34円            | 161.34円             |

(注1) この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況(平成18年12月～平成19年11月末での平均換算率)による。

(注2) 各国の平均的な出願(2006年)で試算。(区分数 日:1.46区分 米:1.34区分 欧:2.75区分 英:2.16区分)

仏及び独については、平均的な出願の区分数データなし。(3区分まで同一価格であるため3区分にて試算)

(注3) 米、英、仏、独については、出願料に登録料が含まれる。

(3) 一方、平成15年の改正特許法の施行から3年が経過し、附則に規定されている料金見直し時期(法律施行から5年経過した後)が近づいていること、国会附帯決議において、「附則の見直し期間にかかわらず、施行状況を見つつ、検討を行う」とあること、さらに今年5月に経済産業大臣より料金制度全体について見直しの指示を受けているところである。

(4) これらを勘案し、特許や商標を中心に各種料金を見直すこととした。

## 2. 特許特別会計における中長期的な収支見直し

前回の料金改定(平成16年4月施行)から3年が経過し、料金を見直すに当たって、今後の特許特別会計の歳入、歳出の中長期的な試算を行った。特許特別会計を中長期にわたって安定的に運営する必要があるため、歳入面において今後の研究開発動向、出願動向、審査請求行動等の変化といった変動要因はあるものの、一定の歳入見通しを立てるとともに、歳出面では審査迅速化の実現、新システムの構築、中小企業の知財活動支援等に現時点で予見し得る必要な歳出を考慮した見通しを立てた。

## 3. 引き下げ可能幅

- (1) 上記の中長期的な収支見通しの結果、一定程度歳入を引き下げることが可能と見込まれる。
- (2) さらに、特許部門及び商標部門において、上述の政策課題やユーザからのニーズがあることに加え、部門ごとの中長期的な収支見込については、仮に出願件数、費用の配賦基準等について前提をおいたモデルに基づいて前回の料金改定と同様に計算したところ、特許部門及び商標部門において収入超過が見込まれ、実用新案部門と意匠部門では収支が均衡することが見込まれることから、料金引き下げを行う対象は、特許部門と商標部門とする。
- (3) 特に特許部門において、中小企業から特許料の引き下げニーズが強いことや、研究開発の促進という政策的重要性、部門間のバランス等をも考慮した上で両部門の引き下げ幅を決定する。
- (4) ただし、平成25年度までを予測したが、それ以降の予測については不確定要素が増すこ

ともあり、新料金施行後一定期間経過後に施行状況等について検討する必要がある。

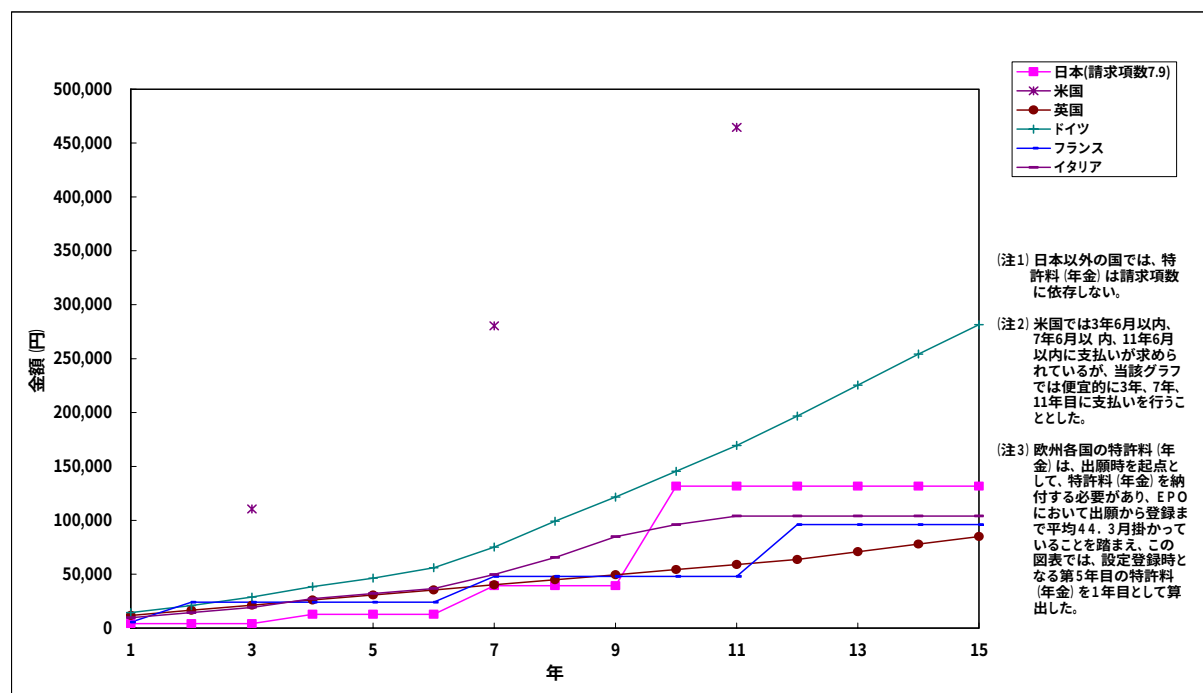
## 4. 具体的引き下げ方法

### (1) 特許部門の料金引き下げ

#### ① 特許料

上述したとおりの政策課題やユーザからのニーズがある上、権利維持に掛かる費用である特許料は、諸外国と比して、後年次において諸外国よりも高くなっていること（〔図表6〕）から、特許料の引き下げを行う。

〔図表6〕 各国における年金比較



現在の特許料の料金体系においては、9年目から10年目以降への上昇率が高すぎるとのユーザーからの指摘もあり、まず10年目以降の特許料の引き下げを行い、次に全期間一律に引き下げることとする。

これにより企業が特許権を長期間保有しやすくなり、増加傾向にある研究費用の十分な回収を支援することとなる。

#### ② 出願料

出願料については、現行料金では、今後出願処理の実費単価を上回る可能性があることから、引き下げることとする。

### (2) 商標部門の料金引き下げ

商標部門についても、政策的理由、企業ニーズや引き下げ財源の大きさを勘案し、出願料、設定登録料、更新登録料等を下げることとする。

## 1. 特許特別会計の概要

### (1) 特許特別会計の原則

特許特別会計は、収支相償の原則の下、産業界をはじめとする出願人からの特許料等の歳入により、審査・審判等の事務に要する歳出を支弁する仕組みとなっており、中長期的に特許特別会計全体で収支がバランスする仕組みにより運営されている。

### (2) 特許関係料金の性質

#### ・出願料

出願に対する事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料であり、発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に設定される。

#### ・審査請求料

審査の費用に対する対価として徴収される手数料である。具体的な料金水準は、実費を勘案しつつ、適正な審査請求行動が期待できる範囲であり、かつ特許性が見込まれる出願への審査請求をも抑制するようなことがないような金額に設定される。

#### ・特許料、設定登録料、商標更新登録料

特許権、商標権等を維持するために徴収される料金であり、具体的に個別の経費に対応して決められるものではなく、収支相償の原則から、出願料等と合わせて、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように決定される。

また、商標更新登録料については上記の性質に加え、不使用となっている商標権が更新登録されることにより、後から出願される商標の選択の幅が制限されてしまうことのないように、設定登録料よりも高く設定されている。

### (3) 特許関係料金の推移

特許特別会計は、収支相償の原則を前提としつつ、以下のような諸観点から料金改定を行ってきた（【図表1】）。

#### (i) 全ての料金の引き上げ

歳出超過が見込まれるとき、歳出超過が発生しないよう財源を確保するために料金の引き上げを行った（昭和59、62年、平成5年）。

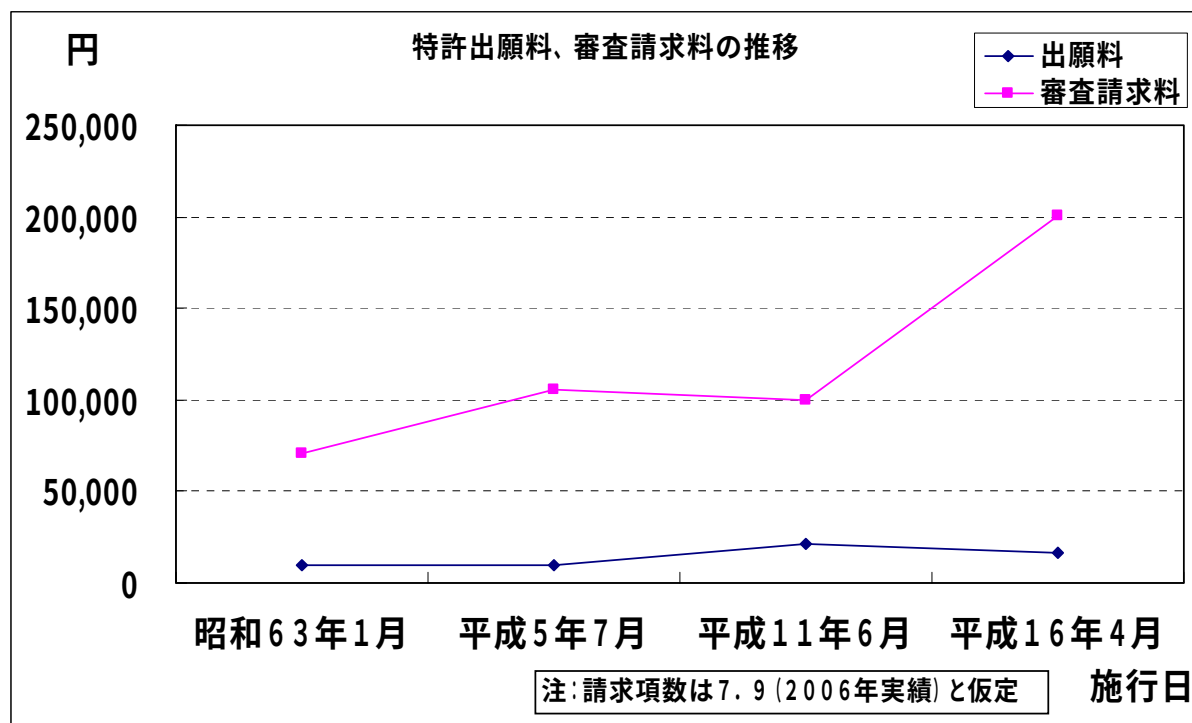
#### (ii) 特許料・審査請求料の引き下げ

出願人への費用負担を軽減するために、特許料及び審査請求料の引き下げを行った（平成10年、11年）。

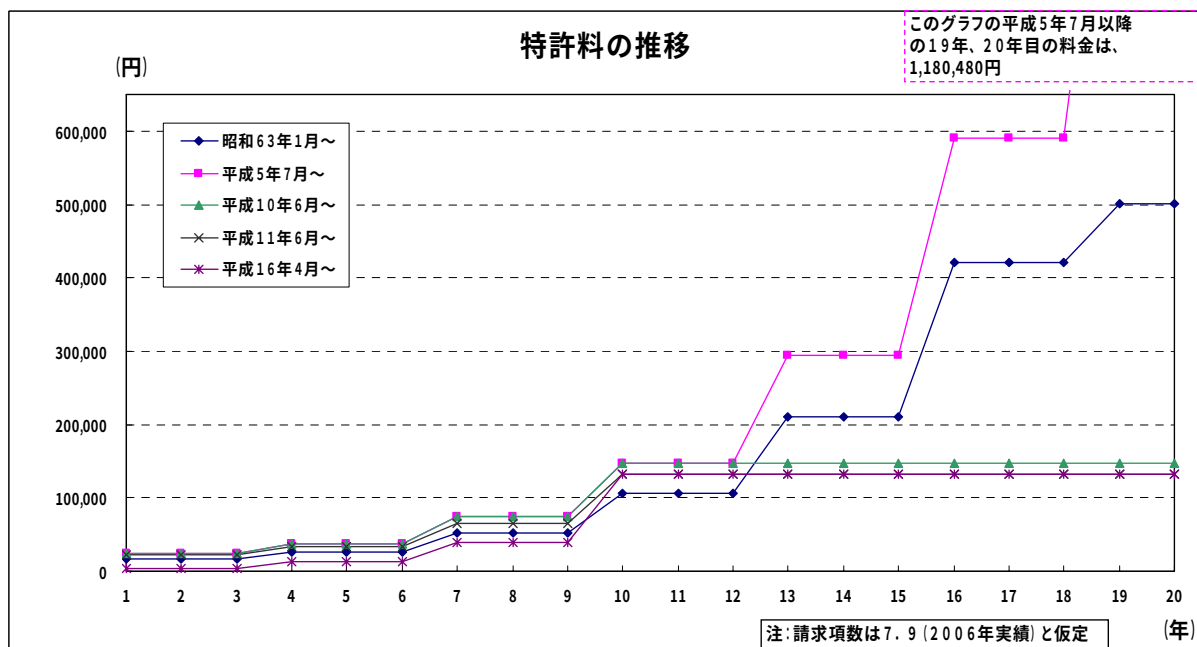
#### (iii) 出願料・特許料の引き下げ、審査請求料の引き上げ

出願人間の費用負担の不均衡の解消及び迅速・的確な特許審査の実現を図るため、出願料及び特許料を引き下げ、審査請求料を引き上げた（平成15年）。

【図表1】



【図表2】



【図表 3】産業財産権関係料金表（抜粋）

|           | 特許                                                                                                                                                                                                                                                       | 実用新案                                                                                                                                                                                  | 意匠                                                                                                               | 商標                                                   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 出願料       | 16,000 円                                                                                                                                                                                                                                                 | 14,000 円                                                                                                                                                                              | 16,000 円                                                                                                         | 6,000 円+（区分数×15,000 円）                               |
| 審査請求料     | 168,600 円+（請求項の数×4,000 円）                                                                                                                                                                                                                                | —                                                                                                                                                                                     | —                                                                                                                | —                                                    |
| 特許料・設定登録料 | <u>第 1 年から第 3 年まで：</u><br>毎年 2,600 円に 1 請求項につき 200 円を加えた額<br><u>第 4 年から第 6 年まで：</u><br>毎年 8,100 円に 1 請求項につき 600 円を加えた額<br><u>第 7 年から第 9 年まで：</u><br>毎年 24,300 円に 1 請求項につき 1,900 円を加えた額<br><u>第 10 年から第 25 年まで：</u><br>毎年 81,200 円に 1 請求項につき 6,400 円を加えた額 | <u>第 1 年から第 3 年まで：</u><br>毎年 2,100 円に 1 請求項につき 100 円を加えた額<br><u>第 4 年から第 6 年まで：</u><br>毎年 6,100 円に 1 請求項につき 300 円を加えた額<br><u>第 7 年から第 10 年まで：</u><br>毎年 18,100 円に 1 請求項につき 900 円を加えた額 | <u>第 1 年から第 3 年まで：</u> 毎年 8,500 円<br><u>第 4 年から第 10 年まで：</u> 毎年 16,900 円<br><u>第 11 年から第 20 年まで：</u> 毎年 33,800 円 | 商標設定登録料：<br>66,000 円×区分数<br>更新登録申請：<br>151,000 円×区分数 |

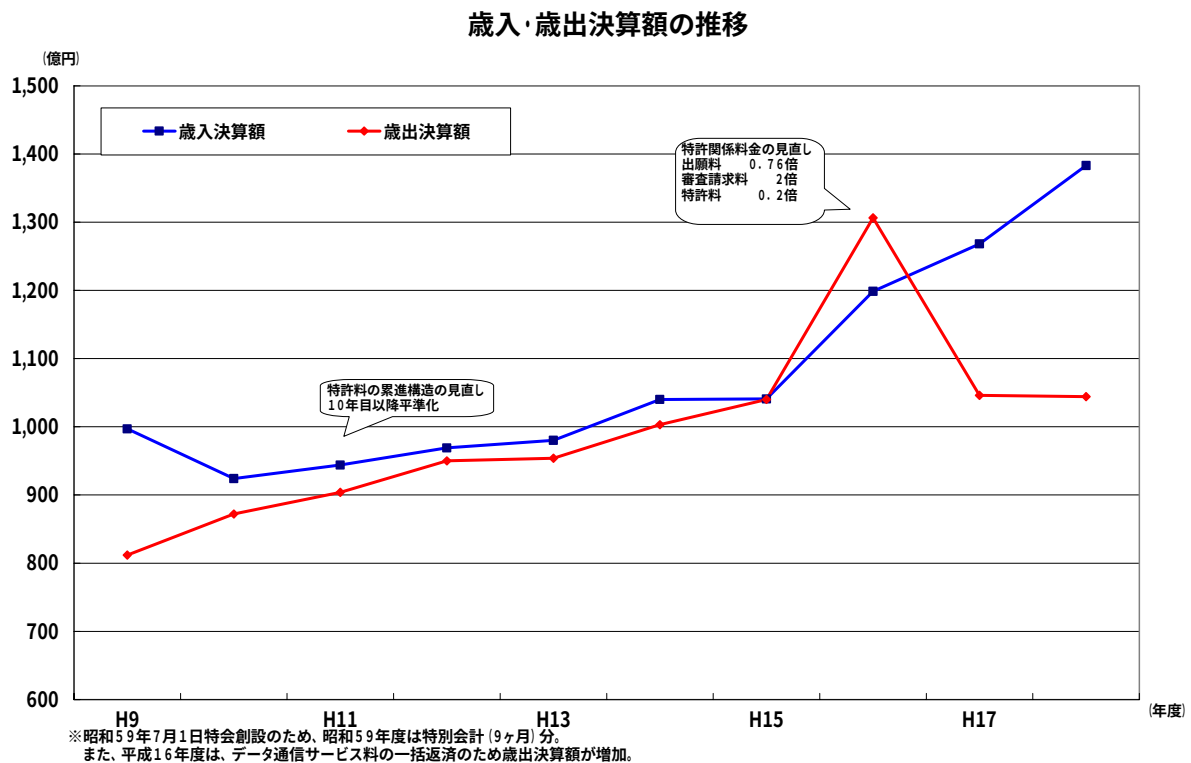
#### （4）特許特別会計の推移

特許特別会計は昭和 59 年の創設以降、出願件数の増加等により歳入額は増加傾向にあり、出願件数、審査請求件数、審査処理件数の増加等により歳出額も増加傾向にある（〔図表 4〕）。

近年における歳入、歳出額の推移状況については、歳入面では平成 16 年 4 月より審査請求料の引き上げを行ったこともあるが、審査請求期間短縮による審査請求件数の一時的な増加により、増加となっている。

また、歳出面では、平成 16 年度に一時的な増加（データ通信サービスに関する残債の一括返済）はあるが、歳出の合理化を行っているため、審査請求件数の増加があるにも関わらず、低い水準での増加となっている。

〔図表4〕



#### (5) 特許特別会計の歳入・歳出構造

特許特別会計の歳入構造として、審査請求料が歳入全体の40%弱を占め、特許料、実用新案登録料が歳入全体の25%を占めている。また、商標部門の収入が歳入全体の24%を占めている。一方、歳出では、人件費、審査審判関係経費、機械化経費がそれぞれ歳出全体の25%程度を占めている。

また、特許審査迅速化のための任期付審査官の採用や検索外注件数の増加に伴う歳出及び業務効率化のための機械化経費を増加させているところである(〔図表5〕)。さらに、近年では中小企業の知的財産活動に対してより手厚い支援を行うために、中小企業向けの予算を拡充しているところである。

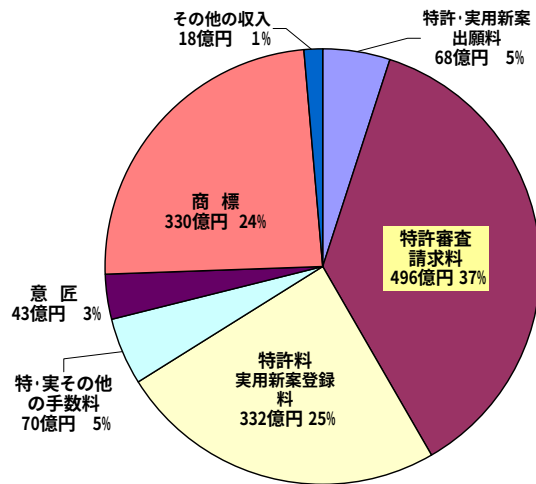
なお、現在審査請求後、審査順番待ち期間は約27ヶ月となっている。現在これを平成23年には11ヶ月に短縮するよう各般の取組みを行っているが、それでも審査請求料の納付と審査実施との間にタイムラグがあること等、出願から権利が登録、維持されるまでタイムラグがあるため、特許特別会計の収支バランスは、単年度ではなく、中長期的な観点から評価すべきである。



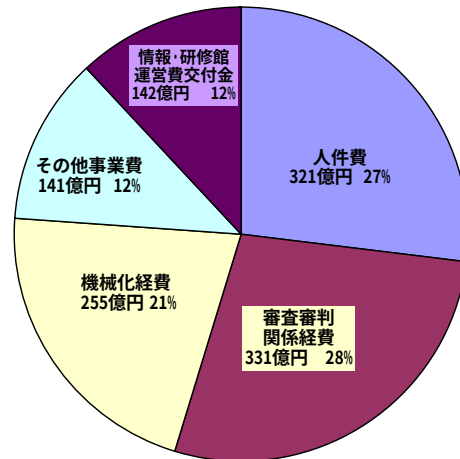
【図表5】

## 平成19年度特許特別会計予算の歳入・歳出構造

歳入 1,356億円



歳出 1,190億円



※ 任期付き審査官は人件費の内数

※ 検索外注費は審査審判関係経費の内数